

2021年の国の行政機関における交通需要マネジメント(TDM)の取組方針(案)

1. 休暇取得・テレワーク・時差出勤等

【取組期間】

- 7月23日(金)～8月8日(日) (オリンピック開催期間)
- 8月24日(火)～9月5日(日) (パラリンピック開催期間)

〔大会開催期間中、観客等の移動により、都心部を中心に公共交通利用者の増加が予想される〕

【取組内容】

- 本府省等の職員は、休暇取得、テレワーク、時差出勤等により、**原則として毎日8:00～10:00の間の出勤を回避**
 - ※ 圏央道内の地方支分部局等の職員についても、休暇取得、テレワーク、時差通勤等の取組を引き続き実施する
 - ※ 8:00、10:00に出勤することは可
 - ※ 上記時間帯の出勤回避により業務に支障が生じる危機管理業務・窓口業務の担当職員や、交代制勤務の職員を除く。また、育児・介護等で実施困難な職員を除く
 - ※ 上記時間帯以外においても、会場近傍など局所的な混雑が予想されることから、テレワークなどを最大限活用し、通勤需要全体の抑制・分散・平準化を図る
 - ※ 上記の取組を確実に実施するため、各府省等において、テレワーク環境の整備、勤務時間の変更、職員への休暇取得等の積極的な奨励等を行う
- 圏央道内において、緊急性を伴わない会議、イベント、研修、視察等を自粛

2. 公用車の使用自粛等

【取組期間】

- 7月19日(月)～8月9日(月) (オリンピック開催期間+開閉会式前後)
- 8月24日(火)～9月5日(日) (パラリンピック開催期間)

〔大会開催期間に加え、オリンピック開閉会式前後も、選手・関係者の入出国や練習会場等との往復、諸行事の開催などにより、都心部を中心に道路交通量の増加が予想される〕

【取組内容】

- 事務方幹部の朝夕の公用車による送迎(登庁・退庁)を原則中止
- 一般職員の昼間の公用車・タクシー利用を原則中止
- コピー用紙、事務用品等の納入をずらす
 - ※ 本府省等及び圏央道内の地方支分部局等を対象